

その一

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)その1

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使 用 年 月 日	運 送 金 額(イ)	基 準 限 度 額(ロ)	請 求 金 額	備 考
何 年 何 月 何 日	円 台 円 () × () =	円 台 円 64,500 × () =	円	
何 年 何 月 何 日	円 台 円 () × () =	円 台 円 64,500 × () =	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

使 用 年 月 日	借 入 れ 金 額 (イ)	基 準 限 度 額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
何 年 何 月 何 日	円 台 円 () × () =	円 台 円 16,100 × () =	円	
何 年 何 月 何 日	円 台 円 () × () =	円 台 円 16,100 × () =	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販 売 金 額 (イ)	基 準 限 度 額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
何 年 何 月 何 日		円 1 円 () × () =			
何 年 何 月 何 日		円 1 円 () × () =			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 (イ)	基 準 限 度 額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
何 年 何 月 何 日	円	12,500円	円	
何 年 何 月 何 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その二

請 求 書
(通 常 葉 書 の 作 成)

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

1 請求金額 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

4 候補者の氏名

(参議院名簿届出政党等の名称)

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した通常葉書作成枚数確認書及び通常葉書作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合)には、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 8円62銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合
$$\frac{301,700円 + 7円46銭 \times (当該作成枚数 - 35,000)}{当 該 作 成 枚 数} \cdots 1 銭未満の端数は切上げ$$
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その三

請 求 書
(ビラの作成)

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合)には、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円38銭
- (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
- $$\frac{419,000円 + 5円62銭 \times (当該作成枚数 - 50,000)}{当該作成枚数} \dots\dots 1銭未満の端数は切上げ$$
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その四

請 求 書
(選挙事務所用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
- 別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- (参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙事務所用立札・看板作成数確認書及び選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合)には、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円		円	円 61,379		円	円		円	

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

その五

請 求 書

(自動車等取付用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した自動車等取付用立札・看板作成数確認書及び自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法

人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円		円	円 58,114		円	円		円	

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

その六

請 求 書

(個人演説会場用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した個人演説会場用立札・看板作成数確認書及び個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、都道府県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出す

る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円		円	円 44,403		円	円		円	

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

その七

請 求 書

(ポスターの作成)

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事(総務大臣)あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
(参議院名簿届出政党等の名称)
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してく

ださい。

- 2 候補者が供託物を没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区におけるポスター掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合には、「ポスター掲示場数」の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙
- イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合
- $$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合
- $$\frac{316,250\text{円} + 293,440\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- (2) 参議院比例代表選出議員の選挙 40円
- 3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その八

請 求 書

(政見放送用の録音・録画)

公職選挙法施行令第111条の5第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日

都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおりに
- 3 何年何月何日執行何選挙(何都道府県)
- 4 候補者届出政党の名称
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の請求書です。
- 2 この請求書は、候補者届出政党から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書

(1) 録音の場合

録音の 種 類	録音単価 (A)	録音基準 限 度 額 (B)	複製数	複製金額 (C)	複製基準 限 度 額 (D)	請 求 金 額			備 考
						録音に要した金額 (E)	複製に要した金額 (F)	計 (E) + (F) = (G)	
	円	円		円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
計						円	円	円	

備考

- 1 「録音の種類」欄には、録音・録画証明書の「録音・録画の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。
- 2 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 3 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

(2) 録画の場合

録画の 種 類	録画単価 (A)	録画基準 限 度 額 (B)	複製数	複製金額 (C)	複製基準 限 度 額 (D)	請 求 金 額			備 考
						録画に要した金額 (E)	複製に要した金額 (F)	計 (E) + (F) = (G)	
	円	円		円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
	円			円	円	円	円	円	
計						円	円	円	

備考

- 1 「録画の種類」欄には、録音・録画証明書の「録音・録画の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。
- 2 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 3 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

その九

請 求 書

(政見放送用の録音・録画)

公職選挙法施行令第111条の5第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

何年何月何日
都道府県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 何年何月何日執行何選挙(何都道府県)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、参議院選挙区選出議員の選挙の場合の請求書です。
- 2 この請求書は、候補者から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(1) 録音の場合

録 音 単 価 (A)	録 音 基 準 限 度 額 (B)	複 製 数	複製金額 (C)	複 製 基 準 限 度 額 (D)	請 求 金 額			備考
					録 音 に 要 した 金 額 (E)	複 製 に 要 した 金 額 (F)	計(E) + (F) = (G)	

円	円		円	円	円	円	円	
---	---	--	---	---	---	---	---	--

備考

- 1
(D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 2
(E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3
(F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (2) 録画の場合

録画単価 (A)	録画基準 限度額 (B)	複製数	複製金額 (C)	複製基準 限度額 (D)	請求金額			備考
					録画に要 した金額 (E)	複製に要 した金額 (F)	計(E)+(F) =(G)	
円	円		円	円	円	円	円	

備考

- 1
(D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 2
(E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3
(F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。